広島県公安委員会告示第８号

次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第６条に定める技術上の規格に適合していると認めるので，規則第９条第１項の規定により告示する。

平成 31 年２月４日

広島県公安委員会
委員長　小　　西　　秀　　宣

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
8S0064	平成 30 年５月 14 日から３年間	回胴式遊技機	サクラベンケイ２	株式会社ボーダー 代表取締役　今井　一正 (東京都千代田区内神田三丁目５番３号)	左同
8P1042	告示の日(平成31年２月４日)から３年間	ぱちんこ遊技機	Ｐスーパー海物語 IN ジャパン 2MTR	株式会社三洋物産 代表取締役　金沢　全求 (愛知県名古屋市千種区今池三丁目９番 21 号)	左同
8P1076	同上	同上	PA 清流物語 3XBA	株式会社サンスリー 代表取締役　岡村　鉉 (愛知県名古屋市千種区今池三丁目９番 21 号)	左同
8P1126	同上	同上	PA 清流物語 3GO	同上	左同